二　（略）	二　（略）
三　外部専門家の知見の活用 経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第三十四条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。	三　外部専門家の知見の活用 経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第二十六条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。
四　（略）	四　（略）
五　地域経済の健全な発展 事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。	（新設）
第４　医療分野経営力向上推進機関に関する事項	第４　医療分野経営力向上推進機関に関する事項
１　医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項	１　医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項
一・二　（略）	一・二　（略）
三　医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る法第三十四条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。	三　医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。
２・３　（略）	２・３　（略）

○厚生労働省告示第二百六十四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、介護分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十四号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　基本認識	第１　基本認識
（略）	（略）
このような我が国の介護事業について、市場規模の動向等の現状について整理すると、以下のとおりである。	このような我が国の介護事業について、市場規模の動向等の現状について整理すると、以下のとおりである。
１　市場規模の動向	１　市場規模の動向
急速に少子高齢化が進む中で、我が国では、平成37年（2025年）にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年７月推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、現在65歳以上の人口は27％程度であるが、平成37年（2025年）には30％を超え、平成62年（2050年）には40％近くになる見込みである。また、75歳以上の人口は、平成37年（2025年）には約18％になると推計されており、約５人に１人が後期高齢者となる。	急速に少子高齢化が進む中で、我が国では、平成37年（2025年）にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年１月推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、現在65歳以上の人口は25％程度であるが、平成37年（2025年）には30％を超え、平成62年（2050年）には40％近くになる見込みである。また、75歳以上の人口は、平成37年（2025年）には約18％になると推計されており、約５人に１人が後期高齢者となる。
要介護認定者数は、「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）によれば、介護保険制度が創設された平成12年（2000年）の時点で256万人であったが、平成27年（2015年）には約620万人となっており、この16年間で約2.4倍に増加している。	要介護認定者数は、「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）によれば、介護保険制度が創設された平成12年（2000年）の時点で256万人であったが、平成26年（2014年）には606万人となっており、この15年間で約2.4倍に増加している。